

資料番号

総務 6

令和 8 年 7 月 17 日

局 名 人事委員会事務局

担 当 者 合同総務課長 柴田

公務員課長 榎

内 線 5141、5143

事 務 概 要

令 和 8 年 度

広島県人事委員会

目 次

1	人事委員会の役割	1
2	委員会	1
3	事務局	2
4	令和8年度予算	2
5	主な業務	3

1 人事委員会の役割

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関です。

知事や教育委員会などの各任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて勧告、報告するなど、地方公務員法に定められた役割を担っています。

このうち、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての機能を有しています。

2 委員会

(1) 人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関です。

委員は、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有する者を、議会の同意を得て知事が選任します。(任期4年)

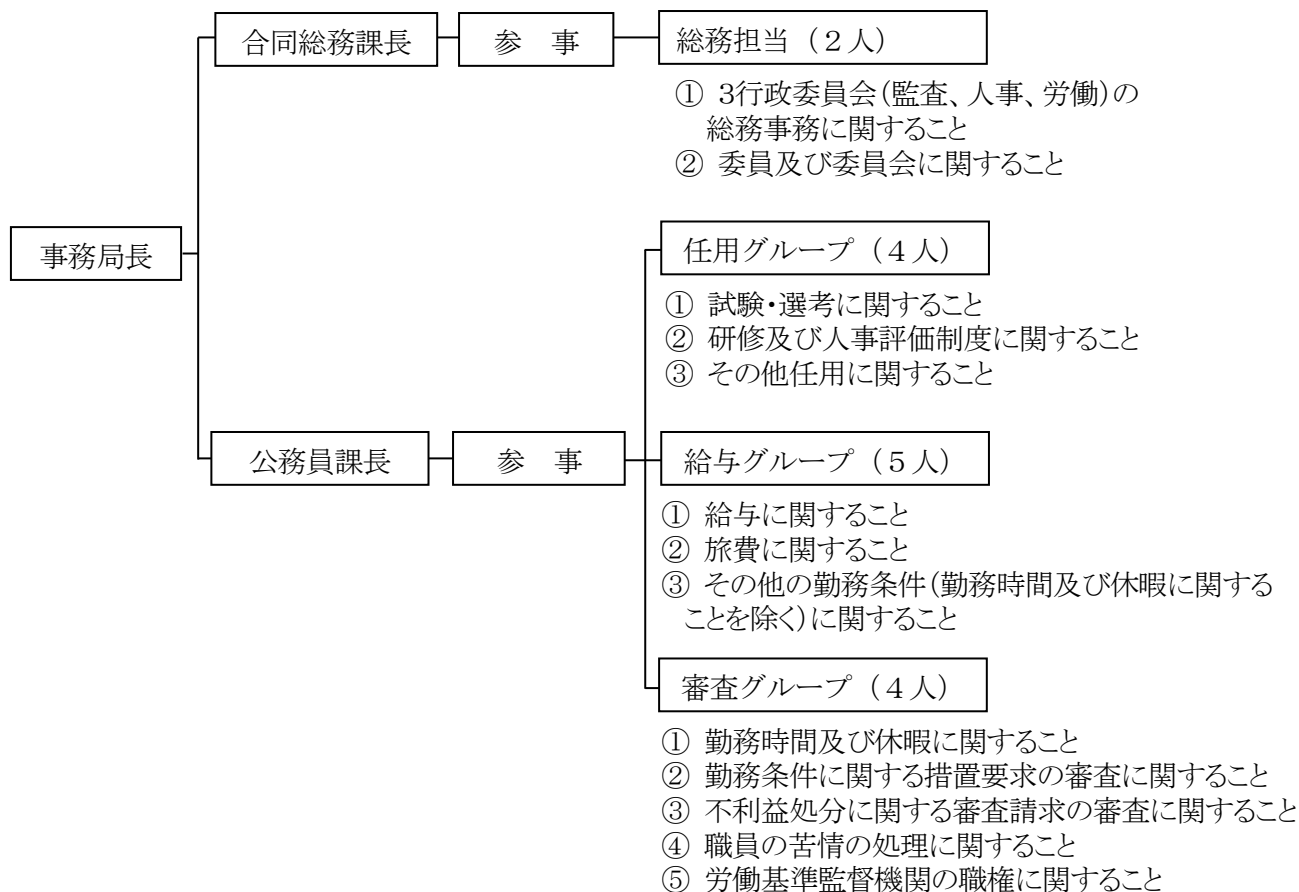
職 名	氏 名	就任年月日	備 考
委 員 長	舩 木 孝 和	令和5年7月9日	1期
委 員	泉 水 直	令和4年7月9日	2期
委 員	篠 原 敦 子	令和7年7月8日	1期

(2) 会議は、毎月2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

令和7年度の会議開催状況

開催回数	事 項 別 件 数 (件)					
	(区分)	任用	給与	審査	共通・その他	計
27回	計	74	18	24	32	148
	付 議	31	12	17	7	67
	協 議	1	0	3	14	18
	報 告	42	6	4	11	63

3 事務局



（注）令和8年4月1日現在 職員数20人 （ほかに、会計年度任用職員3人）

4 令和8年度予算

（款）総務費

（項）人事委員会費

（単位：千円）

目	当初予算額		増 減 ① - ②	令和 8 年度の財源内訳			説 明
	令和 8 年度 ①	令和 7 年度 ②		特 定 財 源		一般 財源	
				国 庫 支出金	その他		
委員会費	33, 036	30, 135	2, 901	0	1, 053	31, 983	1 委員報酬 8, 047 2 公平委員会事務受託費 540 3 各種採用試験実施費 22, 013 4 委員会運営費 2, 436
事務局費	176, 503	171, 158	5, 345	0	1, 878	174, 625	1 職員給与費 166, 602 2 事務局運営費 9, 901
計	209, 539	201, 293	8, 246	0	2, 931	206, 608	

5 主な業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

【地方公務員法8条1項2・4・5号、14条、24条、26条】

職員の給与などの勤務条件は、地方公務員法の規定により、社会一般の情勢に適応するように定めること、さらに給与については、国や他の地方公共団体の職員、民間の給与などを考慮して定めることとされています。

このため、人事委員会では、毎年、民間給与と職員給与の調査を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として、給与改定等必要な勧告・報告を、議会と知事に対し行っています。

あわせて、人事行政における諸課題について調査・研究し、必要な報告を行っています。

○ 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和7年9月30日）の概要

ア 民間給与との較差等に基づく給与改定

(ア) 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差 11,543 円 (2.97%) を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定

(イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を 0.05 月分引き上げ(4.60 月→4.65 月)、国の改定状況、民間の配分状況等を参考に、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

(ウ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、国の取扱いに準じて改定

(エ) 宿日直手当

国の取扱いに準じて改定

(オ) 実施時期

令和7年4月1日

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 通勤手当

a 自動車又は自転車等の使用者に対する通勤手当

職員の経済的負担軽減の観点から、自動車の使用者に対する通勤手当について、新たな距離区分を創設

また、自動車及び自転車等の使用者に係る手当額を引上げ

b 駐車場等の利用に対する通勤手当

支給の限度額を引き上げるとともに、支給額を1か月当たりの駐車場等料金の額の2分の1に相当する額とする取扱いを廃止

(イ) 特勤勤務手当等

勤務地を異にする異勤の円滑化を図るため、特勤勤務手当と他の手当との調整の廃止や特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大等、国の取扱いに準じた措置を講じる

(ウ) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

国の動向を注視し、人材確保の観点や本県の実態等を踏まえて、必要な見直しを進めていくとともに、任命権者においても役割や活躍に応じた給与が支給できるよう、一層の取組が必要

中途採用職員等に係る民間企業等における在職期間の取扱いについて、国に準じた見直しを行うことが適当

また、人事・給与関係業務について、国の動向も注視しつつ、さらなる業務の効率化を進めることが必要

(エ) 教員給与

国における公立学校の教員給与の見直しの動向を踏まえ、教職調整額について所要の改正を行うことが適当

また、主務教諭の新設や義務教育等教員特別手当の見直しなど、国において教員給与の見直しが進められているところであり、本県においても、国や他の都道府県の動向を踏まえ、検討を進めていくことが必要

ウ 人事行政における当面の諸課題

(ア) 人材の確保・育成等

- a 多様で有為な人材の確保
- b 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進
- c 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

(イ) Well-being の実現につながる勤務環境の整備

- a 時間外勤務の縮減等
- b 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進
- c 職員の健康管理
- d ハラスメントの防止

(ウ) 不祥事根絶に向けた取組の徹底

(2) 職員の採用試験、昇任選考等

【地方公務員法 8 条 1 項 6 号、15 条～23 条の 4】

県職員の採用や昇任は、人事委員会が行う試験又は選考の結果に基づいて行うこととされています。

人事委員会では、任用の基本原則である平等取扱いと成績主義に基づいて、多様化する県民ニーズに対応できる優秀な人材の確保に努めています。

○ 令和 7 年度 職員採用試験・採用選考実施状況

区 分		受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競争試験	大学卒業程度試験	482 人	186 人	2.6 倍
	大学卒業程度試験（早期枠）	293 人	58 人	5.1 倍
	社会人経験者試験	274 人	40 人	6.9 倍
	短大卒業程度試験	10 人	3 人	3.3 倍
	高校卒業程度試験	111 人	47 人	2.4 倍
	警察少年育成官試験	5 人	1 人	5.0 倍
	警察官（男性）試験	577 人	138 人	4.2 倍
	警察官（女性）試験	201 人	85 人	2.4 倍
	追加公募等	41 人	2 人	20.5 倍
	小 計	1,994 人	560 人	3.6 倍
選考試験	障害のある人を対象とした試験	23 人	1 人	23.0 倍
	そ の 他	3 人	3 人	1.0 倍
	小 計	26 人	4 人	6.5 倍
そ の 他 採 用 選 考		30 人	30 人	
合 計		2,050 人	594 人	

(注) 人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

○ 令和 7 年度 職員昇任選考実施状況

(単位：人)

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	2				2
部 長 相 当 職	15	2	2	1	20
課 長 相 当 職	54	3	3	1	61
担当監・参事相当職	134	16	18	1	169
主 査 相 当 職	97	12	23	7	139
合 計	302	33	46	10	391

(注) 警察本部については警察官を除く。

○ 令和8年度 職員採用試験実施計画

試験区分	公告日	受付期間	第1次試験	最終合格発表
大学卒業程度試験 (早期卒)	3月1日	3月1日 ～4月2日	4月4日 ～4月19日	6月12日
大学卒業程度試験	3月1日	3月1日 ～5月19日	6月21日	8月21日
防 災 ・ 情 報	3月1日	3月1日 ～5月19日	6月21日	8月21日
第1回社会人経験者試験	4月30日	4月30日 ～5月19日	6月21日	8月28日
第2回社会人経験者試験	8月25日	8月25日 ～9月24日	9月30日 ～10月18日	12月16日
短大卒業程度試験	7月1日	7月1日 ～9月9日	9月27日	11月10日
総 合 土 木	3月1日	3月1日 ～5月19日	6月21日	8月21日
高校卒業程度試験	7月1日	7月1日 ～9月9日	9月27日	11月10日
障害のある人を対象とした試験 (身体障害者・精神障害者)	7月1日	7月1日 ～9月24日	11月1日	12月16日
警 察 少 年 育 成 官	3月1日	3月1日 ～5月19日	6月21日	8月21日
第1回警察官試験	3月1日	3月1日 ～4月15日	5月10日	7月30日
第2回警察官試験	7月1日	7月1日 ～8月26日	9月20日	12月4日

(3) 条例意見の提出

【地方公務員法 5 条 2 項】

職員の給与など職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃について、議会から意見を求められた場合、意見を申し述べます。

○ 条例案に対する意見（令和 7 年度）

年 月 日	条 例 案	意 見
令和 7 年 6 月 24 日	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
令和 7 年 12 月 10 日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第 36 号）の一部改正	
	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年広島県条例第 36 号）の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第 37 号）の一部改正	
令和 8 年 2 月 17 日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。

(4) 職員からの措置要求や審査請求の審査

【地方公務員法 8 条 1 項 9 ・ 10 号、46 条～51 条の 2】

職員は、人事委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置が執られるべきことを求めたり、また、懲戒処分などの不利益な処分に対して審査請求を行うことができます。

人事委員会は中立機関として、このような職員の措置要求や審査請求について、事案を審査し、判定や裁決などを行っています。

○ 勤務条件に関する措置要求の状況（令和 7 年度）

令和 7 年度当初	新規要求	審査分離	取下げ	判定	令和 7 年度末
1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	1 件

処理状況（令和 7 年度末現在）

	事 案	請求人	任命権者	請求内容	状況
継続 事案	処遇改善要求	知事部局 職員	広島県知事	処遇・勤務条件に関する不公平な取扱いの改善等	係属中
審査分離 事案	処遇改善要求	知事部局 職員	広島県知事	配置転換、上司からの謝罪	却下

○ 不利益処分に関する審査請求の状況（令和 7 年度）

令和 7 年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和 7 年度末
1 件	1 件	0 件	0 件	2 件

処理状況（令和 7 年度末現在）

	事 案	請求人	処分者	請求内容	状況
継続事案	懲戒免職処分取消請求	元受託団体 消防職員	受託団体消 防長	信用失墜行為による懲戒免職処分の取消し	係属中
新規事案	分限免職処分取消請求	元市町立学 校教員	広島県教育 委員会	心身の故障による分限免職処分の取消し	係属中

(5) 職員からの苦情相談

【地方公務員法 8 条 1 項 11 号】

平成 17 年 4 月に設けられた苦情相談制度により、職員の勤務条件や職場環境など職場における人事管理に関する職員からの苦情について、相談に応じています。

相談内容に応じて、相談者への制度説明や助言、任命権者への調査の依頼や改善指導などを行っています。

○ 職員からの苦情相談の状況（令和 7 年度新規相談事案）

（単位：件）

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託（市町等）	合 計
ハラスメント	4	2		3	9
勤務時間・サービス関係	4	1			5
任用関係	1	3			4
その他	2				2
計	11	6	0	3	20

(6) 労働基準監督機関としての事務

【地方公務員法 58 条 5 項】

知事部局の本庁や地方機関（厚生環境事務所・保健所などは除く）、県立の教育機関、警察署などの事業所に対して、労働基準監督署に代わって労働基準監督機関としての職権を行使する事務を行っています。

労働基準法や労働安全衛生法の規定に基づく各種の許可や届出・報告の受理、事業所に対する実地調査の定期的な実施など、職場環境や職員の労働条件が適正に守られるよう所管の事業所を監督しています。